



「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入」に係 る一般競争入札

(総合評価落札方式)

入札説明書

2026年10月5日

独立行政法人**情報処理推進機構**

目 次

I. 入札説明書.....	3
II. 契約書（案）	17
III. 仕様書.....	26
IV. 入札資料作成要領及び評価手順.....	41
V. 評価項目一覧.....	53

I. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の請負契約に係る入札公告（2026年10月5日付け公告）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 作業の名称 | 次期人事・給与・勤怠管理システムの導入 |
| (2) 作業内容等 | 別紙仕様書のとおり。 |
| (3) 履行期限 | 別紙仕様書のとおり。 |
| (4) 作業場所 | 別紙仕様書のとおり。 |
| (5) 入札方法 | 落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、
① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「7. (4) 提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。
② 上記①の提出書類のうち提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。
③ 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。
④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑤ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。 |

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構から契約を解除されている者ではないこと。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、当入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて役務リストを作成し、これを役務リストの提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から

当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札説明会の日時及び場所

(1) 入札説明会の日時

2026年10月22日(木) 11時00分

オンラインによる説明会とする。

※入札を希望する者は、必要に応じて入札説明会へ参加すること。なお、参加は任意とする。

入札説明会（オンライン）への参加を希望する場合は、15. (4)の担当部署まで、以下のとおり電子メールにより申し込むこと。

① 参加者のメールアドレスに会議招待メールを送信する必要があるため、2026年10月19日(月) 17時00分までに申し込むこと。

② 電子メールの件名に「【次期人事・給与・勤怠管理システムの導入】入札説明会申込み」と明記し、入札説明会に参加する者の所属、氏名及びメールアドレスを記載の上申し込むこと。

5. 入札に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

質問書(様式1)に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2026年10月5日(月)から2026年11月5日(木) 17時00分まで

なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

(3) 担当部署

15. (4)のとおりに

6. 役務リストの提出方法及び提出期限等

サプライチェーン・リスクに係る確認のため、入札を希望する者は、次の所定事項に従い、役務リスト(案)を電子メールにより提出すること。

(1) 受付期間

2026年10月5日(月)から2026年11月16日(月)

(2) 提出期限

2026年11月16日(月) 17時00分

※上記期限を過ぎた役務リスト(案)はいかなる理由があっても受け取らない。

ただし、役務リスト(案)を提出済みの者が変更等して再提出する場合は除く。

(3) 提出先

15. (4)のとおりに

(4) 提出書類一覧

NO.	提出書類		部数
1	役務リスト(案)(仕様書を参照のうえ、納入する予定の物件等の情報を記載すること。)	様式6 (添付無し)	1通

(5) 提出方法

15. (4)のメールアドレス宛に入札を希望する旨を連絡し、様式6(本入札説明書への添付無し)を入手すること。様式6へ入力後、同メールアドレスへファイルを提出すること。

(6) 提出後の対応

必要に応じてヒアリングをオンラインもしくはメールにて実施する。

ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること。

当機構との調整の結果、当機構がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、当該リスクに対応するため、代替又はリスク低減対策の提出を求めることがあるので、速やかに役務リスト(案)の変更要請に応じること。その際、サプライチェーン・リスクに係る確認が入札書等の提出までに完了することを前提に、7. (2)に示す期限までに応じること。

7. 入札書等の提出方法及び提出期限等

(1) 受付期間

2026年11月30日（月）から2026年12月1日（火）。

持参の場合の受付時間は、月曜日から火曜日の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とする。

(2) 提出期限

2026年12月1日（火） 17時00分必着。

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(3) 提出先

15. (4) のとおり。

(4) 提出書類一覧

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式 2	1 通
②	入札書（封緘）	様式 3	1 通
③	提案書（別紙を含む）	—	5 部
④	添付資料（5 種類） 「IV. 入札資料作成要領及び評価手順[1.1 入札者が提出すべき資料]」を参照のこと		各 1 部
⑤	補足資料（任意）		5 部
⑥	評価項目一覧	—	5 部
⑦	令和 7・8・9 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	—	1 通
⑧	電子媒体（③、④、⑤、⑥が Office ファイル形式または PDF ファイル形式で格納された DVD-R 等）	—	1 式
⑨	提案書受理票	様式 4	1 通

(5) 提出方法

① 入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（15. (4) の担当者名）を記載するとともに「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（15. (4) の担当者名）を記載し、かつ、「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(6) 提出後

① 入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

② ヒアリングは、必要な場合に合わせて実施する

日時：2026年12月2日（水）～2026年12月4日（金）10時30分～17時30分の間（1者あたり1時間を予定）

場所：原則オンラインにより実施する。（詳細な日時は、機構より個別に連絡の上、調整する。）

なお、ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること

③ 技術審査関連資料の取扱いについて

提出された技術提案資料について情報公開請求があった場合は、「独立行政法人情報処理推進機構が保有する法人文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」に基づき提案者と協議のうえ、開示・非開示を決定いたします。

8. 開札の日時及び場所等

(1) 開札の日時

2026年12月9日（水） 14時00分

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階
独立行政法人情報処理推進機構 会議室A

(3) 開札時における審査結果の開示について

本調達における技術審査の結果は、開札時に技術審査に合格した応札者それぞれの技術評価の合計点を口頭にて開示します。

9. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

10. 落札者の決定方法

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

11. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

12. 契約書作成の要否 要（Ⅱ．契約書（案）を参照）

13. 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、当機構が適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払うものとする。

14. 契約者の氏名並びにその所属先の名称及び所在地

〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 理事長 齊藤 裕

15. その他

- (1) 入札者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。
- (3) 落札者は、契約締結時までに入札内訳書及び提案書の電子データを提出するものとする。
- (4) 入札説明会への参加申込み、仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受付、入札書類の提出先

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 経営企画センター人事部人事評価・労務管理グループ
担当：鈴木、佐藤
TEL：03-5978-7511

E-mail：jinji-kobo@ipa.go.jp

なお、直接提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階の当機構総合受付を訪問すること。

(5) 入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構 経営企画センター 財務部 契約グループ
担当：河合
TEL：03-5978-7502
E-mail：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(様 式 1)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 人事部 担当者殿

質 問 書

「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPA のホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。) また、質問者自身の既得情報 (特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

(様 式 2)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名
(又は代理人)

印

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入」の入札に関する一切の権限を委任します。

代 理 人 (又は復代理人)

所 在 地

所属・役職名

氏 名

使 用 印 鑑



(様 式 3)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は代理人、復代理人氏名)

印

入 札 書

入札金額 円 _____ (税抜)
(※ 下記件名に係る費用の総価を記載すること)

件 名 「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

(様 式 4)

提案書受理票 (控)

提案書受理番号

件 名 : 「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入」

【入札者記載欄】

提出年月日 :	年	月	日
法 人 名 :			
所 在 地 :	〒		
担 当 者 :	所属・役職名		
	氏名		
	TEL	FAX	
	E-Mail		

【IPA担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	委任状 (委任する場合)	1 通		②	入札書 (封緘)	1 通	
③	提案書 (別紙を含む)	5 部		④	添付資料 (5 種類)	各 1 部	
⑤	補足資料 (任意)	5 部		⑥	評価項目一覧	5 部	
⑦	資格審査結果通知書の 写し※	1 通		⑧	電子媒体 (③、④、⑤、 ⑥が Office ファイル形 式または PDF ファイル 形式で格納された DVD- R 等)	1 式	
⑨	提案書受理票	(本紙)					

※又は登記簿謄本等の原本または写し。

----- 切り取り -----

提案書受理番号

提案書受理票

年 月 日

件 名 「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入」

法人名 (入札者が記載) :

担当者名 (入札者が記載) : 殿

貴殿から提出された標記提案書を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構
経営企画センター人事部

担当者名 : 印

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

(趣 旨)

第 1 条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第 2 条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第 1 項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第 3 条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第 4 条 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

(入札書の記載)

第 5 条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第 6 条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(郵便等入札)

第 7 条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

(代理人の制限)

第 8 条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 71 条第 1 項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

(条件付きの入札)

第 9 条 予決令第 72 条第 1 項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札の取り止め等)

第 10 条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第 11 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第 12 条 開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第 13 条 工事その他の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第 26 条の 3 第 1 項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第 14 条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあっては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とするところがある。

- (1) 最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者
- (2) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

(再度入札)

- 第 15 条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

- 第 16 条 落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第 12 条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

- 第 17 条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書に使用する言語及び通貨)

- 第 18 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

- 第 19 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(参 考)

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

Ⅱ. 契約書（案）

〇〇〇〇情財第〇〇号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書及び提案書記載の「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約及び関係法令の定めに従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

（再請負の制限）

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負寄せた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

- 第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額）

- 第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

第1回 納入 （仕様書 9.2.1. 本システムの導入に係る業務 ①）	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
第2回 納入 （仕様書 9.2.1. 本システムの導入に係る業務 ②）	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
第3回 納入 （仕様書 9.2.1. 本システムの導入に係る業務 ③）	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
第4回 納入 （仕様書 9.2.1. 本システムの導入に係る業務 ④）	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
システム保守サポート 納入 （仕様書 9.2.2. システム保守サポート業務）	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第8条 甲は、納入物件の納入を受けた日から10日以内に、当該納入物件について別紙仕様書及び提案書に基づき検査を行い、同仕様書及び提案書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。

4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書及び提案書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。

一 修補等が不能であるとき。

二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。

5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。

3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされな

いことを確認し了解する。

(遅延損害金)

第 11 条 天災地変その他乙の責に帰することができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第 12 条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

- 一 仕様書及び提案書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、第 9 条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第 4 号乃至第 6 号の場合は催告を要しない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
- 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
- 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
- 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
- 五 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
- 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第 1 項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。

4 甲は、第 1 項第 1 号乃至第 4 号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

3 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

第 17 条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 3 項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。

2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。

3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作権人格権、及び著作権法第 28 条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第 18 条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。

3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。

6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第 20 条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
- イ 独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき
- ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
- ハ 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する金額(その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が発見できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

- 第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

- 第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

- 第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
 - 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ. 仕様書

「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入」

(仕 様 書)

独立行政法人 情報処理推進機構

用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義は以下のとおりである。

用語	定義
法改正等	人事業務に関連する法令等の改正のこと。主に、労働基準法の改正と所得税の税制改正を指す。
職員	IPA に勤務する者。役員・プロパー職員・役所出向者・民間出向者・嘱託職員・任期付職員に分類される。なお、民間出向者については給与支給とはせず、相当額を出向元に支払う形式（総合振込）を採る。
併任	一人の職員が複数の職務を掛け持ちすること。システム上は双方の権限を保有する必要がある。
業績評価結果	職員の業績を 6 段階で評価されたもの。賞与支給額計算の変数となる。
非常勤職員	常勤ではない職員のこと。給与計算は時給により算出される。主に嘱託職員に適用される。
勤務計画	職員の月間の勤務予定。管理者により承認される。常勤職員は出勤時間帯をいくつかのパターンより選択して適用され、非常勤職員は個別に出勤日時を登録する。

1. 件名

「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入」

2. 背景・目的

現在、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が利用する人事・給与・勤怠管理に関わる各システム（以下「人事関連システム」という。）について、人事制度改定等に係るシステム設定変更の内製化、業務担当者の負荷軽減、および操作性の向上を継続的に図ることを目的とするとともに、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP あるいは ISMAP-LIU、以下「ISMAP 等」という。）に登録された後継システム（以下「本システム」という。）への移行を行うものとする。

3. 基本方針

本プロジェクトの遂行にあたり、以下の基本方針に従うものとする。

① クラウドサービスの活用

- ・ 本システムは、クラウドサービス（SaaS 型）の利用を前提とする。
- ・ サーバ等の運用環境は IPA では保有しない。
- ・ 本システムは IPA よりインターネットを含むネットワークを経由して利用することを想定する。
- ・ ISMAP 等のサービスリストに登録されていること。

② 運用工数の削減・負荷の平準化

- ・ クラウドサービス（SaaS 型）の活用により、法改正等に伴うシステム対応をサービス提供側にて実施し、IPA 側の対応工数の削減を図る。
- ・ 法改正等に伴うシステム改修は、サービス提供側にて適切なタイミングで実施されることとし、それに伴う追加費用は基本料金に含まれることを想定し、運用コストの平準化を図る。

③ 業務効率化

- ・ 法改正等に伴うシステム改修は要件定義やテスト実施を含め、サービス提供側にて実施されることを想定し、業務担当者の負荷軽減を図る。
- ・ 特別なスキルを必要としない簡易なシステム操作を想定し、業務担当者が自らシステムの設定・管理を行える環境を整え、人事制度改定等に迅速に対応できるようにする。

4. プロジェクト概要

4.1. 本システムの範囲・概要

本プロジェクトにおける本システムとして定義するものは以下に示す機能を有するシステムとする。

本システムを構成する各機能は、可能な限り統一された製品シリーズ・プラットフォームで構成することが望ましい。異なる製品を組み合わせで提案する場合は、データ連携の方式及び保守・問い合わせ窓口の一元化について、その方法を提案書に明示すること。

システム種別	機能	システム概要
人事	人事情報管理	・ 職員の住所等の情報や給与振込口座などの情報を保有、管理する。 ・ 職員の職位や業績評価結果等を保有、管理する。
	変更申請	・ 人事情報の登録、変更の申請、承認を行う。
	マイナンバー収集・管理	・ 職員自身がマイナンバーの登録を行う収集機能を有する。 ・ 職員のマイナンバーを保管、参照する。
給与	給与計算	・ 各種手当や控除、特別徴収等の金額を算出し、職員の給与額を計

		算、振込データを作成する。 ・非常勤職員の給与額等を計算、振込データを作成する。
	賞与計算	・業績評価結果等に基づき、賞与額を計算し、振込データを作成する。
	退職金計算	・退職金計算に対応すること。退職金額の算定に必要な情報を保持し、金額を計算できること。
	給与明細 Web 閲覧	・給与・賞与明細を Web ブラウザから職員が閲覧できること。 ・源泉徴収票の電子交付に対応すること。
勤怠管理	勤務管理	・勤務計画の入力、承認を行う。 ・PC 上の打刻機能による出退勤情報を保有する。 ・超過勤務の状況を把握する。
	勤務・休暇申請	・休日出勤等の申請、承認を行う。 ・年次有給休暇等の申請、承認を行う。
法定調書	法定調書・電子申告	・法定調書の作成及び関係機関への電子的な提出に対応すること。 ・eLTAX・e-Tax による電子申告用のデータ形式で出力できること。
労務手続き 電子化	電子申請連携	・入退社手続き（社会保険・雇用保険）を e-Gov 電子申請で行う。 ・労務手続きの進捗・ステータスを管理する。

※本機能構成に対応する参考製品については、「11. その他」11.3 に掲載している。

4.2. 利用規模等

本システムの利用規模については以下のとおりとする。なお、以下を参考に本システムの導入から 3 年間の利用を前提とした設計とすること。

システム	区分	規模
人事	人事業務担当者	最大 10 名
	一般職員（管理対象者）	最大 1,000 名
給与	人事業務担当者	最大 10 名
	一般職員（管理対象者）	最大 1,000 名
法定調書	人事業務担当者	最大 5 名
	一般職員（管理対象者）	最大 1,000 名
マイナンバー収集・管理	人事業務担当者	最大 5 名
	一般職員（管理対象者）	最大 1,000 名
勤怠管理	人事業務担当者	最大 10 名
	一般職員	最大 1,000 名

5. 移行計画・実施

5.1. 移行計画の策定

- ① 受注者は、IPA から提供される現行システムの運用状況等の情報を踏まえ、システム移行、データ移行、サービス（業務）移行それぞれについて、最適な移行方法を検討の上、計画を策定し、計画書として取りまとめること。なお、計画には対象範囲及び範囲外とするものの定義、スケジュール、具体的な手順、体制と役割、移行中に問題が発生した場合の対応策、作業の完了基準、旧業務及びシステムの並行稼働期間及び停止の計画を含むこと。
- ② 体制と役割には、受注者のみでなく、IPA 側のステークホルダーを含めること。
- ③ システム移行計画書で定める移行範囲については、採用するサービスのみでなく、関連する全ての構成要素（ネットワーク等）を示すこと。また、現行システムとの並行稼働期間が発生することが想定されるため、移行スケジュールや並行稼働期間中の運用等の詳細について IPA と協議し計画すること。
- ④ サービス（業務）移行については、IPA の業務担当者が本システムを利用して円滑に業務を実施するためのものとし、必要な情報提供及びシステムの移行等に照らして適切なスケジュールや実施方法等を計画書として取りまとめること。
- ⑤ データ移行については、現行システムで取り扱っているデータのうち、本システムを運用するために

必要不可欠な情報の移行を行うこと。

5.2. 移行作業の実施

- ① 移行作業の実施前に、IPA 側のステークホルダーに対して移行内容等の説明を行うこと。
- ② 本番環境移行前に業務リハーサルを行い、機能・非機能両面の問題を把握し、完全に修正すること。
- ③ 並行稼働期間中は、IPA 及び受注者双方で稼働状況を確認すること。想定と異なる挙動が確認された場合、又は現行の運用ルールの見直しが必要となる事項が生じた場合は、受注者が対応案を提示した上で IPA と協議し、対応を確定すること。
- ④ データ及びシステムの移行後に作業内容を検証し、完了基準に達していることを確認した後、IPA に報告を行い、移行判定を受けること。
- ⑤ データについては、移行元より移行対象として抽出したデータの量と内容が全て移行先に格納されていること。

6. プロジェクト推進・導入支援

6.1. 導入・設定支援

以下に示す方針に従い、システムの設計、導入、移行を実施すること。

① 設計

- ・ クラウドサービス（SaaS 型）の機能活用を前提とし、パラメータ設定等の設計を行うこと。
- ・ 本システムの利用契約期間は、契約締結日から 3 年間とする。システムの利用契約及び保守サポート業務は、当該期間に合わせて実施すること。

受注者は、IPA が提供する現行の規程及び運用ルール等の情報を踏まえ、対象業務について業務フロー等のドキュメントを作成するとともに、業務手順やシステム導入の対象範囲について検討の上、IPA へ提案すること。

② 導入

- ・ 本システムはクラウドサービス（SaaS 型）の標準機能の範囲内で運用することを前提とする。
- ・ 本システムの初期導入時におけるパラメータ設定・マスタ登録等の初期設定作業は、受注者が主体的に実施すること。
- ・ 併せて、本番稼働後に IPA 業務担当者が自ら設定変更等を行えるよう、技術移転を行うこと（詳細は「6.2. 研修・説明会」による）。
- ・ 設定内容については IPA の承認を得ること。

③ テスト

- ・ テスト実施形態を問わず、導入したシステムについて、設計及び設計した動作について保証すること。

④ 移行

- ・ 受注者は、IPA が提供する現行システムの運用状況等の情報を踏まえ、システム移行、データ移行、サービス移行それぞれについて、最適な移行方法を検討の上、策定した計画に基づき実施すること。
- ・ 移行対象データは、本システムを有効に機能させるためのデータのほか、IPA が指定する現行システムで保有する人事情報を含めること。

6.2. 研修・説明会

本システムは SaaS の特性上、本稼働後は IPA 業務担当者が自らパラメータ設定・マスタ管理等を行う運用を基本とする。このため、業務担当者向けの研修を実施することで、実務に即した習熟を目指す。研修・説明会は以下のとおり実施すること。

対象者	形式	内容
業務担当者	操作研修（複数回）	・ システム全機能の操作方法 ・ パラメータ設定・マスタ登録・管理方法 ・ IPA 固有ルール変更時の設定変更手順 ・ 管理機能（権限管理等）

		・各種帳票・データ出力方法 ・法改正時の確認手順
--	--	---

- ① 研修計画書及び結果報告書を提出すること。
- ② 業務担当者向け操作マニュアル等を提供すること。マニュアルは IPA 担当者が自ら設定変更できる内容を含むこと。
- ③ 各マニュアルは日本語で作成し、電子媒体にて提供すること。
- ④ 法改正対応等によりシステム操作手順に変更が生じた場合は、マニュアルを速やかに更新・提供すること。
- ⑤ IPA 担当者が実運用を行えるように、研修を設計すること。

6.3. 進捗・体制管理

以下に示す事項を実施すること。

- ① スケジュール管理及び体制管理
 - ・ プロジェクトの基準計画の策定
 - ・ プロジェクト計画書の作成
 - ・ WBS (Work Breakdown Structure) の作成
 - ・ スケジュール管理・開発成果物の機能単位での完成状況管理
 - ・ 定期的な進捗報告
 - ・ スケジュール等の変更管理
 - ・ プロジェクト評価報告書の作成
 - ・ 体制管理・プロジェクト実施体制の管理
- ② 品質管理及びリスク管理
 - ・ 品質の検証及び品質改善策の検討と実施管理体制の確保
 - ・ 設定内容及びテスト結果の品質を確認できる体制の確保
 - ・ リスクの監視及び評価
- ③ 課題管理
 - ・ 課題対応及び課題の一元管理
- ④ コミュニケーション管理
 - ・ コミュニケーションルールの策定
 - ・ 各種会議の運営

6.4. スケジュール管理及び体制管理

6.4.1. スケジュール管理

- ① プロジェクト開始時にプロジェクト基準計画を策定すること。
- ② プロジェクト基準計画として、プロジェクト計画書、WBS について IPA の承認を得るものとし、承認後にプロジェクトを開始すること。
 - ・ プロジェクト計画書には以下の項目を含むものとする：制約条件・前提条件／プロジェクトの目的・目標／方針／アプローチ／スコープ及び範疇外事項／納入物件／進捗管理／課題・リスク管理／コミュニケーション管理／変更管理／セキュリティ管理／品質管理／文書管理／スケジュール（マイルストーンを明記すること）
 - ・ WBS は主要マイルストーン及び作業項目が把握できる程度に整理されていること。
 - ・ 各工程の作業範囲及び IPA と受注者の責任範囲、成果物等を明確にすること。
- ③ 本プロジェクトの進捗管理方法について具体的にプロジェクト計画書に記載すること。
- ④ IPA に対して定期的に進捗報告を行うこと。報告においては、進行状況が定量的に把握できる方法を用いることとし、スケジュールの遅延・課題・リスクの状況を明確に報告すること。
- ⑤ 本プロジェクトにおいて発生しうるリスクや発生した課題、是正要求、変更管理については、全て IPA に報告の上、必要に応じて IPA と協議・意思決定し、変更管理表を作成して管理すること。

- ⑥ 契約後速やかに、本プロジェクトの方針やアプローチ、制約条件、前提条件について IPA へ確認した上で、プロジェクト基準計画案を作成し提出すること。
- ⑦ 本プロジェクト開始後 2 週間程度を目安に、IPA とプロジェクト評価方法について協議した上で、合意を得ること。

6.4.2. 体制管理

- ① 本プロジェクト（保守サポート含む）を円滑に実施するために最適な体制を示すこと。
- ② 各自の役割及び責任範囲を定義すること。
- ③ 再請負先等がある場合はそれらを含むこと。
- ④ 通常時の連絡体制の他、非常時の連絡体制についても含むこと。
- ⑤ 提案するサービスや人事管理に関連する法令等に関する知識またはそれらの構築・利用等の経験を有する要員を配置すること。
- ⑥ プロジェクトメンバーに変更が生じる場合には、IPA に報告の上、合意を得ること。

6.5. 品質管理及びリスク管理

6.5.1. 品質管理

- ① 設定内容及びテスト結果の品質を確認できる体制を確保すること。
- ② 品質確認の方法について、プロジェクト開始後 2 週間以内に IPA に説明の上、合意を得ること。
- ③ 品質の検証及び品質改善策の検討と実施を管理する体制を確保すること。
- ④ 各種取り組みが手順通り実施されていることを確認し、定期的に IPA に報告すること。
- ⑤ システムの品質評価結果については、IPA に報告の上、合意を得ること。

6.5.2. リスク管理

- ① 本プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その内容及び対応方針を整理すること。
- ② リスクの監視及び評価結果について、定期的に IPA に報告し、合意を得ること。

6.5.3. 課題管理

- ① プロジェクトで発生した課題については、その内容、発生日、解決の担当者（氏名で記載のこと）、検討状況、検討結果及び解決日等の情報を一元的に管理すること。
- ② 定期的に課題対応状況を監視し、解決を促す仕組みとすること。
- ③ 課題発生時には、速やかに IPA に報告し、対応策を検討すること。

6.5.4. コミュニケーション管理

- ① 本プロジェクトにおけるコミュニケーションを円滑に行うため、プロジェクト関連情報の作成、収集、配布、共有及び蓄積等の一連のプロセスに関するルールを策定すること。
- ② プロジェクトの進捗状況の報告については、現状・計画との差異・今後の予測及び対応策等が盛り込まれていることを必須とすること。
- ③ 本プロジェクトで実施すべき会議について、内容、出席者、開催頻度、提示情報及び必要フォーム等を定義し、それらを利用して開催すること。なお、定例の進捗会議等で使用する資料は、原則として前日までに共有すること。
- ④ 各会議においては会議開催後 3 営業日以内に議事録を作成し、IPA の承認を得ること。

6.5.5. 文書管理

- ① 本プロジェクトで作成する文書及びそれらの作成標準を定義すること。
- ② 作成された文書は、導入したシステムとの一致が図られるよう適切にアップデートし、版管理を行い最新版の識別が可能な状態を維持すること。

6.6. 運用引継ぎ

本システムは、本番稼働後、SaaS 型サービスの特性上、IPA 業務担当者が自らパラメータ設定・マスタ

管理等のシステム設定を行う運用を基本とするため、以下の事項を実施すること。

- ・ システム利用環境の提供
- ・ 研修・説明会の実施（詳細は「6.2. 研修・説明会」による）
- ・ 各種マニュアルの整備、提供
- ・ 「6.6.1. 本番稼働後の役割分担」に示す役割分担及び「6.6.2. システム運用計画の策定・実施」に示す内容によりシステム保守サポート業務を実施すること。

6.6.1. 本番稼働後の役割分担

本システムは SaaS 型サービスの特性上、以下の役割分担を前提とする。

役割	担当	内容
パラメータ設定 マスタ管理 IPA 固有ルール変更	IPA 業務担当者	給与計算式・勤怠ルール等の変更は IPA 担当者がシステムの設定機能の範囲内で自ら対応することを基本とする。ただし、対応にあたって疑義が生じた場合や、設定機能の範囲を超える変更が必要な場合は、IPA 担当者は受注者に相談できるものとし、受注者は必要な情報の提供を受けた上で、合理的な範囲で助言・支援を行うこと。
法改正対応 システムアップデート	受注者	税制改正・労働基準法改正等の法改正対応は、サービス提供者がアップデートにより施行日前までに対応する。追加費用は発生しないこと。
操作問い合わせ ヘルプデスク	受注者	業務担当者からの操作に関する問い合わせに対応する。
システム障害対応	受注者	障害発生時の連絡・対応・復旧報告を行う。

6.6.2. システム運用計画の策定・実施

- ① 「7.9. 稼働後の運用・保守要件」を考慮し、以下の事項を含むシステム運用計画を策定（運用計画書の作成）すること。
 - ・ サービスレベル及びサービスレベル管理方法
 - ・ 実施体制
 - ・ 連絡体制（通常時・緊急時）
 - ・ 成果物（作業報告書、課題管理表など）
- ② システム運用計画に従った運用作業（システム保守サポート業務）を、契約締結日から 3 年間実施すること。

7. システム詳細要件

7.1. システム共通機能要件

①権限設定

- ・ 業務機能別にアクセス権限の設定が可能であること。

②ログイン管理

- ・ ログインするために必要な ID は、管理機能等で作成（登録）・管理できること。
- ・ 利用者本人がログインパスワードを変更できる機能を有すること。
 - ・ ログインパスワードは「7.5.1. 主体認証機能の導入」を満たすこと。
 - ・ ID またはパスワード認証において、一定回数の入力ミスがあった場合には一時的にシステムへのアクセス停止となる機能を有すること。

③データ出力

- ・ システムで処理される各種データは、編集可能な形式での出力が可能なこと。

7.2. 業務機能要件

①個別機能

- ・機能を実現するためにパラメータ設定等を実施した場合は、出力結果等の整合性については受注者により担保すること。

②システム間連携

本システムと機構内の他システムとの連携については、以下のとおりとする。

- ・機構で利用する他システムとの連携のため、CSV 等インポート・エクスポートが可能なこと。
- ・連携の具体的な方式・対象システムについては、受注者との協議を経て別途定めるものとする。

7.3. システム環境に係る要件

本システムについては、SaaS 型、またはそれに類するシステム方式を想定し、サーバ等の運用環境は保有しないこととする。

7.4. 作業環境等に係る要件

本プロジェクトにおける作業環境等については、受注者において準備すること。なお、使用する機器類については、ウィルス対策、セキュリティホール対策等、十分なセキュリティ対策が実施されていること。

7.5. セキュリティ要件

7.5.1. 主体認証機能の導入

- ① 利用者が自ら主体認証情報を設定する機能や、利用者以外の者が主体認証情報を設定する場合に、利用者へ安全な方法で主体認証情報を割り当てる機能を有すること。
- ② 利用者が主体認証情報としてパスワードを設定する際に、以下の要素を考慮して、セキュリティ上の強度が指定以上となるよう、情報システムに要求する機能を有すること。
 - ・パスワードの文字数：10 文字以上
 - ・以下 4 条件のうち 3 条件以上を満たすこと：
 - ・少なくとも 1 つの小文字（a-z）が必須
 - ・少なくとも 1 つの大文字（A-Z）が必須
 - ・少なくとも 1 つの数字が必須
 - ・少なくとも 1 つの記号が必須
- ③ システム管理者が、パスワードの有効期間を設定することが可能なこと。
- ④ 初期パスワードを設定した ID については、初回ログイン時にパスワード変更が必要となる機能を有すること。
- ⑤ 変更後のパスワードは、直近 2 世代とは異なるパスワードとする機能を有すること。

7.5.2. アクセス制御機能の導入

本システムが取り扱う情報の格付及び取扱制限等に従い、権限を有する者のみがアクセス制御の設定等を行うことができる機能を有すること。

7.5.3. ログの取得・管理

- ① 本システムが正しく利用されていることの検証及び不正操作等がなされていないことの検証を行うために必要な認証ログを取得できること。
- ② 業務メニューごとにアクセスログ、操作ログを取得し管理すること。なお、ログは 1 年間以上保存することとし、必要に応じて容易に閲覧できる状態で管理すること。

7.6. 性能要件

7.6.1. システムのパフォーマンス

本システムの利用規模（「4.2. 利用規模等」参照）を前提として、著しい性能劣化が生じないこと。

7.6.2. 拡張性

オプション機能の追加等が発生した場合への柔軟な対応が可能であること。

7.7. 可用性要件

7.7.1. 稼働時間

- ① システムの利用可能時間は、原則 24 時間 365 日とする。（メンテナンス等による計画停止を除く。）
- ② 稼働率は 99.9%以上を確保すること。（メンテナンス等によるシステムの計画停止を除く。）
- ③ メンテナンス等によるシステムの計画停止については、事前に連絡を行うこと。

7.7.2. 障害対策

- ① 障害の発生が確認された場合は、速やかに IPA に報告を行うこと。
- ② 障害対応状況について、随時報告を行うこと。
- ③ 障害に伴い発生する業務への影響を最小限とするための対策を講じること。

7.7.3. データ保全・復旧

障害発生時のデータ復旧及びサービス継続については、本サービスの提供条件に従うものとする。

7.8. テスト要件

- ① 構築した環境において、設計書で定義した機能等が有効であることを実証するための適切なテストを行い、発見された問題について対応し解消すること。
- ② テスト実施に際しては、テスト計画を作成し、IPA の承認を得ること。
- ③ 本サービスのパラメータ設定・初期設定を含めたシステムのテスト基準及びテストシナリオを策定すること。
- ④ 非機能要件については、セキュリティ、性能要件、バックアップ等に係るテスト基準及びテストシナリオを策定すること。
- ⑤ テスト結果について IPA に報告し、承認を得ること。

7.9. 稼働後の運用・保守要件

- ① システム運用時間帯については、特段の定めのない場合は、「7.7.1. 稼働時間」に準ずるものとする。
- ② 運用対象については、本プロジェクトで導入する本システムとする。
- ③ 対象範囲及び要件については、以下のとおりとする。
 - a) ヘルプデスク業務
 - ・業務担当者からの操作に関する質問事項等に対応すること。
 - ・電話による問い合わせ受付：「行政機関の休日に関する法律」に定める、休日を除く月曜日から金曜日までの時間帯（9 時 30 分から 17 時 00 分まで）の対応が可能であること。
 - ・本システムの導入経緯及び設定内容を把握した技術者が、稼働後の問い合わせ対応にあたること。汎用のコールセンター対応のみで完結させないこと。
 - ・問い合わせ対応にあたっては、IPA のシフトパターンやパラメータ設定条件等の個別の運用条件を踏まえた回答ができる体制とすること。
 - b) 障害対応業務
 - ・「7.7.2. 障害対策」に従った対応を行うこと。
 - c) セキュリティ対策支援業務
 - ・運用上のシステム監視や脆弱性対応等を遅滞なく実施すること。

- ・システムログを取得し、不正なアクセス等がないか確認するものとし、必要に応じて IPA へ報告すること。
- d) バージョンアップ、機能変更、機能追加
- ・バージョンアップについては、その内容を IPA に連絡の上、実施すること。
 - ・法改正等の IPA 固有の要件に拠らない（税制改正、労働基準法改正等に拠る）機能変更・機能追加については、要件定義やテストの実施を含め、受注者の負担により適切なタイミングで実施すること。
 - ・IPA 固有の要件に拠る機能変更・機能追加を行う場合には、作業条件等については協議した上で定めるものとする。

7.10. サービス利用終了時の手順

サービス利用を終了する際に、サービス利用期間中に使用したデータ、ログ等を引き渡すための手順、条件を明確にしておくこと。システムに登録したデータについては確実に削除・廃棄するものとし、IPA に書面にて報告すること。

8. スケジュール

本プロジェクトで想定されるスケジュールは以下のとおりである。

時期	内容
2026 年 12 月～	・契約締結 ・プロジェクト開始 ・基準計画等の合意 ・設計、導入、テスト
2027 年 4 月～	・データ移行 ・検証 ・並行稼働 ・研修
2027 年 7 月 1 日	・本番稼働開始 ・運用保守開始

※ 本番稼働開始は、2027 年 7 月 1 日までにを行うこと。稼働体制が整った場合は、IPA と受注者双方の合意の上、前倒しでの本番稼働開始も可能とする。スケジュール上のリスクが生じた場合は、速やかに IPA へ報告し対応策を協議すること。

9. 納入関連

9.1. 納入物件

以下の納入物件について 1 式提出すること。各ドキュメントは日本語で参照できるものとする。（但し、固有名詞や文献参照等に日本語以外の表記を用いることは可能。）

2026 年度納入分

No	納入物件	備考
1	システム利用関連 ・ライセンス証書、保証書等 ・サービスの利用環境	

2027 年度納入分

No	納入物件	備考
----	------	----

2	プロジェクト基準計画 ・プロジェクト計画書 ・WBS	6.4. スケジュール管理及び体制管理
3	プロジェクト管理資料 ・進捗報告書（課題・リスク管理表、ガントチャート） ・会議議事録 ・文書管理表 ・変更管理表 ・プロジェクト評価報告書	6.4. スケジュール管理及び体制管理、6.5. 品質管理及びリスク管理
4	導入支援関連 ・パラメータ設定書 ・アプリケーション設定資料 ・システム間インターフェース資料	6.1. 導入・設定支援
5	作業資料 ・テスト計画書及び結果報告書 ・移行計画書及び結果報告書（システム移行・データ移行・サービス移行の各観点を含む） ・変更管理表	7.8. テスト要件
6	研修・説明会資料 ・業務担当者向け操作マニュアル（職員が参照する利用マニュアルとしても活用できる内容を含む） ・研修計画書及び結果報告書	6.2. 研修・説明会
7	運用 ・システム運用計画書	6.6. 運用引継ぎ、7.9. 稼働後の運用・保守要件

なお、2027 年度以降についても、システム利用期間中（2 年目・3 年目）は、当該年度分のシステム利用関連（ライセンス証書、保証書等及びサービスの利用環境）並びにシステム保守・サポート業務（運用報告書等）の納入を必須とし、各年度の役務提供が完了したことを確認できる成果物として位置づけるものとする。

9.2. 納入期限

9.2.1. 本システムの導入に係る業務

「9.1. 納入物件」で示すドキュメントについて、以下のとおり納入すること。

- ① 2026 年度納入分（システム利用関連：1 年目）：2027 年 3 月 31 日
- ② 2027 年度納入分（プロジェクト基準計画、プロジェクト管理資料、導入支援関連、作業資料、研修・説明会資料、運用）：2027 年 6 月 30 日

なお、納入物件の特性に応じて、以下のとおり、事前に IPA と協議のうえ共有すること。

- ・プロジェクト基準計画（プロジェクト計画書、WBS）：キックオフ時又はキックオフ後速やかに
- ・プロジェクト管理資料：適時
- ・導入支援関連：設計工程完了時
- ・作業資料：計画書は使用前、結果報告書は実施後速やかに、変更管理表は適時
- ・研修・説明会資料：研修実施に合わせて
- ・運用（システム運用計画書）：本稼働開始前

- ③ 2027 年度納入分（システム利用関連：2 年目）：2027 年 12 月 20 日

- ④ 2028 年度納入分（システム利用関連：3 年目）：2028 年 12 月 20 日

9.2.2. システム保守サポート業務

作業期間は、2027 年 7 月から 2029 年 12 月までとする。稼働開始後の保守サポート業務について、業務の実施状況を確認するため、定期的に報告書を提出すること。報告書の提出時期及び内容等については、発注者と協議の上、定めるものとする。

9.3. 納入場所

〒113-6591

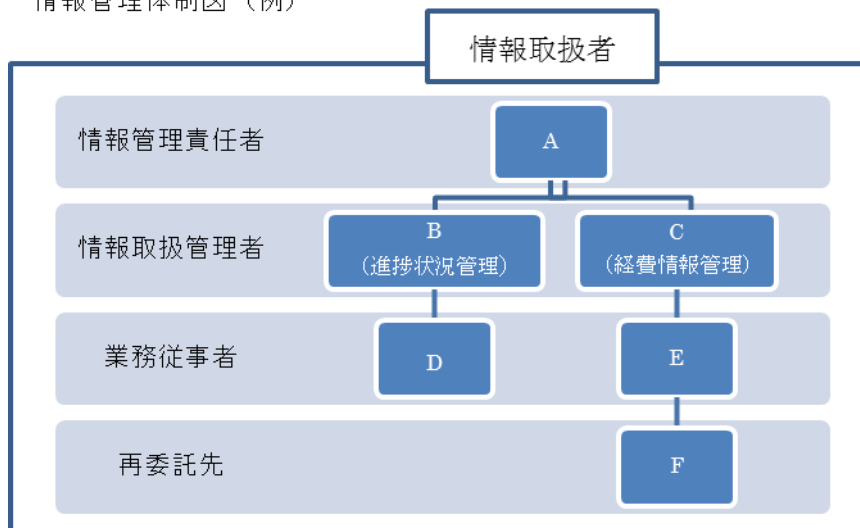
東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

独立行政法人情報処理推進機構 経営企画センター 人事部 人事評価・労務管理グループ

10. セキュリティ対策

- ① 本業務のために IPA から提供される情報については、本業務の目的以外に利用しないこと。
- ② 本業務における作業の一切 (IPA より開示された資料や情報を含む) について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこと。
- ③ 情報セキュリティを確保するための体制及び機密情報の責任者を定め、その内容を書面にて IPA に提出すること。
- ④ 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、またはそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、IPA に報告すること。
- ⑤ IPA から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。
- ⑥ IPA との秘密情報の受け渡しは、安全管理措置が講じられた方法を採用すること。本業務完了等により不要になった情報は、速やかに返却または復元困難かつ判読不能な方法で破棄・消去し IPA に書面にて報告すること。
- ⑦ 本業務に従事するものを限定し、情報取扱者名簿を作成し、IPA に提出すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、全ての従事者の所属・専門性・実績・国籍に関する情報を IPA に提供すること。
- ⑧ 受注者は、情報を適切に管理するための履行体制を確保し、IPA に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面 (情報管理体制図)」及び「情報取扱者名簿」を、契約前に提出すること。契約締結後、当該体制又は名簿の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ IPA へ届け出て、同意を得ること。

情報管理体制図 (例)



情報管理体制図に記載すべき事項は、下記のとおり。

- ・ 本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・ 本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- ・ 情報管理規則等を有している場合で上記例を満たす情報については、情報管理規則等の内規の添付で代用可能とする。

		(しめい) 氏名	個人住所 (※5)	生年月日 (※5)	所属部署	役職	パスポート番号 及び国籍 (※4)
情報管理責任者 (※1)	A						
情報取扱管理者 (※2)	B						
	C						
業務従事者 (※3)	D						
	E						
再委託先	F						

※1 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

※2 本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本委託業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※3 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※4 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等を記載。

※5 個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

⑨ 本業務に関わるインシデントが発生した場合の対処方法について、事前に IPA と協議し決定すること。

⑩ 再委託を行う場合、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。

11. その他

11.1. 参考資料

給与規程及び就業規則 (<https://www.ipa.go.jp/about/disclosure/teikyo/soshiki.html>)

- ・「ハ. 役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準」
- ・「ニ. 就業規則」

11.2. 留意事項

本仕様書に定めた事項は、調達時点で想定される範囲で記述したものである。今後、各作業等に変更が生じた場合は IPA と協議の上、柔軟に対応すること。

11.3. 機能構成に対応する製品例

「4. プロジェクト概要」に示す機能構成(システム種別・機能)に対し、参考製品を示す。本表はあくまで参考情報であり、入札公告において特定の製品を指定するものではない。

システム種別	機能	システム概要	該当する製品(参考)
人事	人事情報管理	職員の住所等の情報や給与振込口座などの情報を保有、管理する。職員の職位や業績評価結果等を保有、管理する。	総務人事奉行クラウド
	変更申請	人事情報の登録、変更の申請、承認を行う。	
	マイナンバー収集・管理	職員自身がマイナンバーの登録を行う収集機能を有する。職員のマイナンバーを保管する。	奉行 Edge マイナンバークラウド
給与	給与計算	各種手当や控除、特別徴収等の金額を算出し、職員の給与額を計算、振込データを作成する。	・給与奉行クラウド ・奉行 Edge 給与明細電

	賞与計算	業績評価結果等に基づき、賞与額を計算し、振込データを作成する。	子化クラウド ・退職金管理 for 総務人事奉行クラウド
	退職金計算	退職金計算に必要な情報を保持、金額を計算する。退職金に係る源泉徴収票等を発行する。	
勤怠管理	勤務管理	勤務計画の入力、承認を行う。出退勤の打刻情報を保有する。超過勤務の状況を把握する。	奉行 Edge 勤怠管理クラウド
	勤務・休暇申請	休日出勤等の申請、承認を行う。年次有給休暇等の申請、承認を行う。	
法定調書	法定調書・電子申告	法定調書の作成及び関係機関への電子的な提出に対応する。eLTAX・e-Tax による電子申告用のデータ形式で出力する。	法定調書奉行クラウド
労務手続き電子化	電子申請連携	入退社手続き（社会保険・雇用保険）を e-Gov 電子申請により行う。身上変更手続き等をワークフロー形式で実施する。	奉行 Edge 労務管理電子化クラウド

IV. 入札資料作成要領及び評価手順

「次期人事・給与・勤怠管理システムの導入」

入札資料作成要領及び評価手順

独立行政法人 情報処理推進機構

目 次

第1章 入札者が提出すべき資料等

1.1 入札者が提出すべき資料

1.2 留意事項

第2章 提案書の作成要領及び説明

2.1 提案書の構成及び記載事項

2.2 プロジェクト計画書案の作成方法

2.3 提案書様式

2.4 留意事項

第3章 添付資料の作成要領

3.1 個人情報保護体制についての記入方法

3.2 情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書の記入方法

3.3 ISMAP登録の確認資料について

第4章 評価項目一覧の構成と記載要領

第5章 評価手順

5.1 落札方式

5.2 総合評価点の計算

5.3 技術審査

5.4 合否評価

5.5 技術点の算出

第1章 入札者が提出すべき資料等

1.1 入札者が提出すべき資料

入札者は、独立行政法人 情報処理推進機構（以下「機構」という。）が提示する資料を受け、下表に示す資料を作成し、機構へ提示する。

[入札者が機構に提示する資料]

資料名称	資料内容
①委任状 ②入札書	詳しくは「Ⅰ. 入札説明書」を参照のこと。
③提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。 主な項目は下記2.1のとおり。 別紙として提出する「プロジェクト計画書案」において作業の体制及び管理方法などについて記載すること。
④添付資料	以下の資料を添付すること。 ・「個人情報保護体制について」 ・「情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書」 ・「ISMAPあるいはISMAP-LIUのサービスリストへの登録が確認できる資料」（登録番号・登録日が確認できるホームページの写し又は書面） ・入札者の実績 ・要員の実績
⑤補足資料（任意提出）	入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。補足資料に記載されている内容は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：担当者略歴、会社としての実績、実施条件等 ※ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。
⑥評価項目一覧	V. 評価項目一覧にて提示している、本件に係る提案をどのような観点・基準で評価するかを取りまとめた表。
⑦令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し ⑧電子媒体 ⑨提案書受理票	詳しくは入札説明書を参照のこと。

1.2 留意事項

- ① 提案書について、目次構成は「V. 評価項目一覧」の構成と同一とすること。
- ② 評価項目一覧の提出にあたっては、評価区分「必須」について「提案書ページ番号」欄に該当する提案書のページ番号がすべて記入されていること、及び評価区分「遵守」については「遵守確認欄」に記入漏れがないこと。

第2章 提案書の作成要領及び説明

2.1 提案書の構成及び記載事項

次表に、「Ⅴ. 評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項の概要を示す。提案書は、当該「提案書の目次」に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で実現可能な内容を記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、「Ⅴ. 評価項目一覧」を参照すること。

[提案書目次]

提案書 目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	全体方針	目標設定、実施作業内容、導入プロセス、本システム（クラウドサービス（SaaS型））の標準機能を最大限活用する方針について
2	業務機能等に関する要件の実現方策	仕様書に示す各業務機能要件について、標準機能での対応可否及び対応方法の考え方を示すこと。あわせて、契約後、IPAの現行の制度・運用ルールをどのように分析・確認し、標準機能への適合方針の合意形成を進めていくか、その進め方を提案すること。
3	導入・移行方策	現行システムからのデータ移行方法、パラメータ設定・初期設定の進め方、並行稼働及び本番移行の実施方策
4	プロジェクト推進体制（プロジェクト計画書案）	稼働後の問い合わせ対応体制（導入経緯・設定内容を把握した技術者の配置を含む）、障害対応体制、研修・説明会の実施方法に加え、進捗管理・課題管理・リスク管理・コミュニケーション管理・変更管理の進め方について記載すること。
5	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。 ※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。
別紙	プロジェクト計画書案	本件を確実に実施するための、体制、要員、工程計画、工程管理計画、品質保証計画、セキュリティ計画などについて「プロジェクト計画書案」としてまとめたもの。詳細は、2.2プロジェクト計画書案の作成方法を参照のこと。 ※この提案書別紙は、採点の対象となる。

2.2 プロジェクト計画書案の作成方法

プロジェクト計画書案を作成の上、提案書の別紙として提出すること。プロジェクト計画書案は、ひとつの独立したドキュメントとして成立するように構成し、章立てを提案書本文から引き継がずに最初から開始すること。

プロジェクト計画書案には、以下の内容が含まれていることを要求する。提案書本文で記述した事項と重複することを妨げない。また、IPA側の体制等、提案時点で知り得ない情報を要するものについては、想定できる範囲内で記述すること。

① 実施体制

- ・作業要員等について、実働可能な人数と役割を含めて図表を用いた記述
- ・特に再請負により業務の全部または一部を第三者と共同で行う場合には、それぞれの役割分担と関係
- ・開発の一部を外注する場合、その作業内容
- ・主要なリーダー/担当者について、担当作業、スキル、略歴
- ・社内外のセキュリティに関する教育の受講歴
- ・コミュニケーション計画及びプロジェクトの意思決定手順

- ② 工程計画（資源・工数・要員などの計画を含む）
 - ・WBS（主要マイルストーン及び作業項目が把握できる程度に整理されていること）
 - ・ドキュメント一覧（納品物だけでなく、プロジェクト遂行にあたって用いるドキュメントを全て）
- ③ 品質管理計画
 - ・ドキュメント作成基準の考え方、品質評価指標の考え方などを具体的に記載
- ④ セキュリティ計画
 - ・実施体制、設計における情報セキュリティ対策の方針前提条件、制約条件及びリスク分析

2.3 提案書様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はA4判にて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ② 提案書については、電子ファイルの提出を求める。ファイル形式は、原則として、Microsoft Office形式又はPDF形式のいずれかとする（これに抛りがたい場合は、機構まで申し出ること）。

2.4 留意事項

- ① 提案書作成に当たって、「1.2 留意事項 ①」に注意する。
- ② 機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ③ 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ④ 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）補足資料として提出する。
- ⑤ 入札者は、提案内容について具体的に提案書本文に記載すること。より具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、提案書本文との対応付けをした上で補足資料として提出することは可能であるが、その際、提案要求事項を満たしているかどうか提案書本文（補足資料は不可）により判断されることに留意すること。例えば、提案書本文に「補足資料〇〇参照」とだけ記載しているものは、提案書に具体的提案内容が記載されていないという評価となる。
- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- ⑦ 提案書、その他の書類は、本入札における総合評価落札方式（加算方式）の技術点評価にだけ使用する。ただし、落札者の提案書（別紙を除く）は契約書に添付する。
- ⑧ 提案書別紙「プロジェクト計画書案」については、調整の後に合意形成するものとする。

第3章 添付資料の作成要領

3.1 個人情報保護体制についての記入方法

【様式-A】を用いて作成してください。

「ご回答者連絡先」を記入し、設問に回答（はい、いいえのいずれかに「○」を付してください。）の上、必要事項の追加記入をお願い致します（※余白を縦横に伸縮してご記入ください）。

なお、本様式は、個人情報の取扱いに関して御社が講じている保護措置について確認することを目的としております。従いまして、設問は応募資格を定めているものではなく、回答の内容により直ちに失格となるということはありません。但し、プロジェクト計画の妥当性評価に用いる場合があります。

3.2 情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書の記入方法

本件の担当部署を含む組織体を対象として、情報セキュリティ対策ベンチマーク（<http://www.ipa.go.jp/security/benchmark/index.html>）を実施いただき、その結果をご報告いただきます。【様式-B】に従い作成してください。

なお、本様式は、御社における情報セキュリティに対する取組について確認することを目的としております。従いまして、設問は応募資格を定めているものではなく、回答の内容により直ちに失格となるということはありません。但し、プロジェクト計画の妥当性評価に用いる場合があります。

3.3 ISMAP登録の確認資料について

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAPあるいはISMAP-LIU）のサービスリストへの登録番号及び登録日が確認できる資料（該当ページの写し又は登録証等の写し）を提出してください。

第4章 評価項目一覧の構成と記載要領

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。「提案書ページ番号」及び「遵守確認欄」については、【入札者が記載する欄】として記載要領を示している。

[評価項目一覧の構成と概要]

項目欄名		概要説明
提案書の目次		評価項目一覧の提案書の目次。提案書の構成は、評価項目一覧の構成と同一であること。
評価項目		評価の観点。
評価区分	遵守確認事項 (遵守)	本件を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る内容の提案は求めず、当該項目についてこれを遵守する旨を記述する。
	提案要求事項 (必須)	必ず提案すべき事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の審査基準に従い評価し、それに応じた得点配分の定義に従い採点する。 基礎点に満たない提案は、不合格とする。
	提案要求事項 (任意)	必ずしも提案する必要はない事項。これら事項については、入札者が提案書に記載している場合にのみ、各提案要求項目の審査基準に従い評価し、それに応じた得点配分の定義に従い採点する。また、当該項目への提案内容により不合格となることはない。
提案書ページ番号		【入札者が記載する欄】 作成した提案書における該当ページ番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は、本欄に記載されたページを各提案要求事項に係る提案記述の開始ページとして採点を行う。 プロジェクト計画書案については、別紙における該当ページ番号を記載すること。
遵守確認欄		【入札者が記載する欄】 評価区分が「遵守確認事項」の場合に、入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。
配点構成及び審査基準		評価区分が「提案要求事項（必須）」または「提案要求事項（任意）」の評価項目に対して、どのような基準で採点するかを示している。

第5章 評価手順

5.1 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「5.2① 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 「V. 評価項目一覧」の遵守確認事項及び評価区分の必須項目を全て満たしていること。

5.2 総合評価点の計算

①総合評価点の計算

総合評価点 = 技術点 + 価格点

技術点 = 基礎点 + 加点
価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)
※価格点は小数点第2位以下を切り捨てとする。

②得点配分

技術点 351 点
価格点 176 点

5.3 技術審査

「V. 評価項目一覧」で示す評価項目、評価基準、配点構成に基づき技術審査を行う。ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングより得られた評価を加味するものとする。

審査員は合議制により各評価項目の評価ランクを決定する。評価項目によっては、一部の評価ランクを適用しないことが予め決められている場合がある。例えば、任意の提案要求事項については、提案がないことにより不合格としないため、ランクDは適用しない。

ただし、「5 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

認定等の区分		項目別得点
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし（※1）	11
	えるぼし3段階目（※2）	10
	えるぼし2段階目（※2）	9
	えるぼし1段階目（※2）	8
	行動計画策定（※3）	2
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナくるみん（※4）	11
	くるみん（令和7年4月1日以後の基準）（※5）	9
	くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（※6）	9
	トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）（※7）	9
	くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※8）	7
	トライくるみん（令和4年4月1日～令	7

	和7年3月31日までの基準) (※9)	
	くるみん(平成29年3月31日までの基準) (※10)	6
	行動計画(令和7年4月1日以後の基準) (※3、※11)	2
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		9

- ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、※8及び※10の認定を除く。)
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、※10の認定を除く。)
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

5.4 合否評価

評価ランクDが設定されている評価項目について、評価ランクがDとなった場合には、不合格となる。従って、一つでも要件を満たしていないと評価した場合は、その提案は不合格となる。

5.5 技術点の算出

ランクD(不合格)の評価が無い提案について、全ての評価項目における得点を合計し、これを技術点とする。

【様式-A】

個人情報保護体制について

本様式は、個人情報の取扱いに関して御社が講じている保護措置について確認することを目的としております。お手数ですが、最初に「ご回答者連絡先」を記入し、以下の設問に回答（はい、いいえのいずれかを○で囲みください。）の上、必要事項の追加記入をお願い致します。

余白を縦横に伸縮してご記入ください。

ご回答者連絡先

組 織 名	
部 署 名	
氏 名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

Q 1. 個人情報保護に係るプライバシーポリシー・規程・マニュアルはございますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に名称、作成年月日、作成の参考にした業界ガイドライン（名称・作成機関名）を記入してください。

【個人情報保護に関するプライバシーポリシー・規程・マニュアル】

Q 2. 個人情報保護に係る組織内体制はありますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に担当部門、役職名、役割、担当業務範囲を記入してください。

【個人情報保護に係る組織内体制】

Q 3. 個人情報を取扱う従事者（派遣職員、アルバイトを含む）への教育・研修を実施しておりますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に実施部門、開催時期・年間回数、対象者、使用テキストを記入してください。

【個人情報保護に係る従事者への教育・研修体制】

Q 4. 個人情報保護に係る監査規程はありますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に監査規程（名称、制定年月日）を記入してください。また、すでに監査の実績がある場合は、直近の監査実施日を記入してください。

【個人情報保護に係る監査規程・直近の監査実施日】

Q 5. 情報処理システムの安全対策はありますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

【情報処理システムの安全対策】

「いいえ」と回答した設問に対して、このたびのIPAからの個人情報を取扱う業務を実施する上でご検討されている保護措置の案があれば以下にご記入ください。形式は自由です。余白を縦横に伸縮してご記入ください。

【今回の個人情報を取扱う業務でご検討されている保護措置案】

Q 6. 認定団体からプライバシーマークを付与されておりますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入（上書き）してください。

認定番号：○○○○○○○

有効期間：○○○○年○○月○○日 ～ ○○○○年○○月○○日

情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書

情報セキュリティ対策ベンチマークを実施し、下記の評価結果に相違ないことを確認します。

記

1. 確認日時

年 月 日 【実際に確認を行った日時】

2. 確認対象

【情報セキュリティ対策ベンチマークの確認を行った範囲について記載
(例、本件業務を請け負われる部署を含む組織体等の名称)】

3. 情報セキュリティ対策ベンチマーク実施責任者

【情報セキュリティ対策ベンチマークによる確認を実施した者。】

4. 確認結果

全項目に係る平均値：

なお、ベンチマーク実施出力結果を別紙として添付します。

V. 評価項目一覧

別紙「評価項目一覧」を参照のこと。